

支部収受 印

変更登録申請に関する届出書

東京税理士会会長 殿

※本会提出前に必ず変更前の支部で収受印を受けてください。
支部収受印がない場合は、申請の受付ができません。

平成 年 月 日

私は、この度、税理士事務所の変更（行政区画等による変更を除く。）に伴う変更登録申請書を提出いたしました。これに関する事項は下記のとおりであることをお届けいたします。

よりがな 氏名	記	
	登録番号	第 号
自宅住所	〒	TEL
事務所名	〒	TEL
事務所所在地	〒	TEL
登録区分	開業・社員・所属	開業・社員・所属
所属税理士会 所属支部		

該当項目を○で囲み、必要事項を記入してください（Aにについては該当が複数ある場合、該当項目すべてを○で囲んでください）。

- A 事務所所在地の変更事由
- 1 開業税理士の場合において、事務所取得や新たな賃借、自己又は親族等への事務所設置などによる移転
 - 2 全員が死亡・業務休止・移転したことによる業務引継（注）状況の説明をKに「その他特記事項欄」に詳記してください。
（業務引継税理士事務所名）
 - 3 社員税理士又は所属税理士から開業税理士になつたため
 - 4 新たに税理士法人を設立又は支店を設置し、その常駐社員税理士になつたため
 - 5 開業税理士又は所属税理士から既存の税理士法人（本店・支店）の常駐社員税理士になつたため
 - 6 開業税理士又は社員税理士から所属税理士になつたため
 - 7 常駐又は従事する税理士（法人事務所の変更（税理士法人の本店店間の異動を含む））
 - 8 社員税理士として常駐していた税理士法人（本店・支店）が解散又は支店休止したため
 - 9 所属税理士として従事していた税理士（法人）事務所の所在地移転に伴う変更
 - 10 社員税理士として常駐していた税理士法人事務所の新所在地移転に伴う変更
 - 11 その他（占拠以外のもの）（注）状況の説明をKに「その他特記事項欄」に詳記してください。

- B 変更後の事務所への通勤について
- 自宅（居住地を含む）の所在地と同一であるか（同一である・同一でない）
- 同一でない場合 事務所への通勤手段、所要時間、通勤経路について
- 通勤手段
所要時間
- 通勤経路
通勤頻度
通勤回数
通勤回数
通勤回数
- (注) 本欄に記入がない場合、税理士会受付側に記入していただく場合があります。
- ※事務所所在地と由所地が異なる理由

①住所において税理士業務を行なわれないことの難観
私は、住所地で税理士業務を行なうことは、税理士法第40条第3項に違反することを理解しており、住所地において税理士業務を行なわれないことを誓約します。

②各業種し等がないよう事務所をどのように管理する予定か

③住所地在（事務所の近隣地）に移転する予定がある場合

予定住所

移転予定日 年 月 日頃

④住所地に居住していない、または居住地を移す予定がある場合
居住地（予定を含む）

C 変更後の事務所とは別の税理士（法人）事務所へ職員として勤務する場合はその理由
理由（ ）

D 公認会計士の場合は、その主たる事務所と同一場所であるか
[ある・ない] (理由)]

E 新規登録後6月以内の事務所の変更についてはその理由 (注) Aにおいて該当項目が90%の場合は記入不要です。
理由 ()

F 事務所所在地の変更に伴う職員の異動 (注) 変更前が所属税理士である場合は記入不要です。
[ない・ある (異動の内容)]

G 変更前の事務所の処置
(注) 変更前が所属税理士である場合、及び変更前の税理士法人（支店）の事務所が同所在地で継続する場合は記入不要です。
1 閉鎖した年月日 年 月 日
2 廃止等の撤去年月日 年 月 日
3 旧事務所の権利関係について

フ 自己所有 [自宅として使用・家族居住・返還 (返還年月日 年 月 日)]
イ 他人所有 [自宅として使用・家族居住・返還 (返還年月日 年 月 日)]

H 変更後の事務所の権利関係について (注) Aにおいて該当項目が5, 6, 7, 8, 9のみの場合は記入不要です。
1 事務所所有区分 [自己又は自己を含む共有・親族・他人 (賃貸借又は転貸借<契約書の写しを添付>・使用貸借)・その他 ()]

2 所有者の氏名及び関係 (自己又は自己を含む共有以外)
3 所有者の住所 (自己又は自己を含む共有以外)

I 変更後の事務所が貸付法人と同一場所にある場合 ※定款、議事録添付
(注) Aにおいて該当項目が5, 6, 7, 8, 9のみの場合は記入不要です。

1 法人名 () 本人との関係 ()]
2 法人の代表者は [本人・本人以外 (氏名)]
3 法人への出資者は

J 変更後の事務所が他の税理士事務所と同一場所又は系列企業あるいは各種団体内である場合
(注) Aにおいて該当項目が5, 6, 7, 8, 9のみの場合は記入不要です。

(賃貸借 (使用貸借) 契約書及び権利関係図添付)
事務所の独立性及び守秘義務が保持できる措置をしたか [した・していない]

K その他特記事項
また、特に説明を要するものはこの欄で補足説明して下さい。

税理士会使用履歴	
<会費納付状況>	<参考事項> ※未納の場合理由を記載
完 納 平成 年 月分まで	
未 納 平成 年 月分まで	
完 納 平成 年 月分まで	
未 納 平成 年 月分まで	

<新会費納付状況>	<参考事項> ※未納の場合理由を記載
完 納 平成 年 月分まで	
未 納 平成 年 月分まで	

変更登録申請書

平成 年 月 日

日本税理士会連合会 殿

登録番号 第 _____ 号 登録年月日 _____ 年 月 日

(変更後又) 事務所の
は現在) 所在地 _____

ふりがな
氏 名 _____ 印

税理士名簿に登録を受けた事項に次のとおり変更があったので申請します。

登録事項	変更後の内容	変更前の内容	変更の生じた 年 月 日
ふりがな 事務所の 所在地	〒 TEL () FAX ()	〒 TEL () FAX ()	. . .
ふりがな 住 所 (自宅)	〒 TEL ()	〒 TEL ()	. . .
ふりがな 本 籍	〒	〒	. . .
ふりがな 氏 名			. . .
事務所の 名 称			. . .
税理士法人 の 社 員	税理士法人の名称 所在地 〒 TEL () FAX ()	税理士法人の名称 所在地 〒 TEL () FAX ()	. . .
税理士又は 税理士法人 の補助者として業務に 従事する 税 理 士	税理士事務所又は税理士法人の名称 所在地 〒 TEL () FAX ()	税理士事務所又は税理士法人の名称 所在地 〒 TEL () FAX ()	. . .
税理士と なる資格			. . .
変 更 の 事 由			

- (注) 1 申請書は、所属税理士会（所属税理士会の変更を伴う事務所の移転等に係る場合においては、変更前の所属税理士会）を経由して提出すること。
 2 事務所の移転に係る場合は、欄外の事務所の所在地は移転後の所在地を記入のこと。
 3 郵送の場合は、書留によること。
 4 変更があった事項のみ記入すること。

変更登録申請の手続について

平成 27 年 4 月現在

東京税理士会 登録調査委員会

	提出書類等	手数料 (円)		
		変更登録 手数料	税理士証票 書替手数料	計
登録区分 事務所等 の所在地	変更登録申請書 1 通 変更登録申請に関する届出書 (支部で收受印押印のもの) 1 通 写 真 ※詳細は「注意事項 7.」参照 社員税理士同意書 (社員税理士となる場合) 1 通 法人の履歴事項全部証明書コピー (") 1 通 ※社員登記済みのもの 所属税理士同意書 (所属税理士となる場合) 1 通 事務所に関する確認書類 (開業税理士となる場合) ※詳細は「税理士事務所予定地に関する添付書類一覧」参照	2,500	2,500	5,000
氏 名	変更登録申請書 1 通 戸籍抄本 (コピー) 1 通 写 真 1 枚	2,500	2,500	5,000
事務所の 名 称	変更登録申請書 1 通 写 真 1 通	2,500	2,500	5,000
住 所	変更登録申請書 1 通 住民票 (コピー可) 1 通	2,500	—	2,500
本 籍	変更登録申請書 1 通 戸籍抄本、本籍記載住民票 (コピー) 1 通	2,500	—	2,500
資 格 (法第 3 条 弁 護 士 公認会計士)	変更登録申請書 1 通 資格の取得を証する書面 1 通	2,500	—	2,500

※注意事項等をご参照ください。

注 意 事 項

1. 登録区分(イ 社員税理士、ロ 所属税理士、ハ 開業税理士)の変更があったときは、変更登録申請が必要になります。
2. 登録区分及び事務所等の変更には「変更登録申請書」と「変更登録申請に関する届出書」を提出する必要があります。
「変更登録申請に関する届出書」は、所属支部(変更前の支部)に印鑑、税理士証票(確認のため)をご持参の上、支部で収受印を受けた後、変更登録申請書、添付書類等と一緒に本会へ提出してください。
 ただし、行政区画等の変更の場合は不要です。
 *会間異動の場合には別途、本会の退会手続(退会届の提出並びに会員章(略章)及び会員門標の返還、会費の精算)が必要になります。印鑑をご持参ください。
3. 住所、本籍は、丁目、番(地)、号の表示を省略しないで必ず記入してください。
 住所の記載に関しては、電子申告で使用するICカードの発行及び更新手続きの際に、本人確認のため、ご自宅の住所の「住民票の表記」と「税理士登録上の表記」が一致している必要があります。(丁目、番、号室、の、字、マンション名などが抜けているだけでも同一でないとみなされる場合があります。)
4. 住居表示の実施、行政区画、政令指定都市による区制実施、市制施行等による変更の場合は、手数料は不要ですが、これらの事実を証する書面を添付してください(コピー可)。
5. 変更の事由は必ず記入してください。
6. 変更登録申請書欄外に捨印をしてください。
7. 写真は3カ月以内に撮影したものでタテ2.8cm、ヨコ2.4cm、裏面に氏名、登録番号を記入してください(カラー、白黒両方可)。
 枚数は、移動先により異なりますので次の表を参照ください。

東京都内の異動で支部の変更がない場合		1枚(税理士証票添付用)	
" 支部の変更がある場合		2枚(税理士証票添付用・異動先支部送付用)	
東京都以外に事務所を移転する場合			
関東信越会	1枚	北海道会	2枚
		東海会	1枚
		南九州会	2枚
東京地方会	4枚	東北会	2枚
		北陸会	2枚
		沖縄会	2枚
千葉県会	1枚	名古屋会	1枚
		中国会	2枚
近畿会	1枚	四国会	1枚
		九州北部会	1枚

8. 上記の変更は2つ以上を併記して申請することができ、手数料は併せて1件となります。

(例)

- ◎ 事務所等、住所の変更の場合 5,000 円
(変更登録手数料 2,500 円 + 税理士証票書替手数料 2,500 円)
- ◎ 氏名、事務所の名称、住所、本籍の変更の場合5,000 円
(変更登録手数料 2,500 円 + 税理士証票書替手数料 2,500 円)
- ◎ 住所、本籍の変更の場合2,500 円
(変更登録手数料 2,500 円)

9. 氏名の変更と共に旧姓使用を申請する場合は旧姓使用承認申請書、戸籍抄本(原本)を添付して下さい。

申請方法

1. 来館

- ① 東京税理士会事務局に税理士本人が来館してください。
- ② 東京税理士会事務局に税理士の代理人が委任状又は手続をする税理士の税理士証票のコピーを持参して来館してください。

2. 郵送

東京税理士会事務局会員登録課宛に必要な書類等(事務所等の変更については注意事項2.の所属支部での手続終了後)に手数料(現金)を同封の上、必ず現金書留で送付してください。

申請後の流れ

- 1. 税理士証票は、申請後約1ヵ月で書替が完了し新しい事務所宛にハガキで通知いたします。その通知(ハガキ)、印鑑、旧税理士証票をご持参の上、ご来館ください。
新しい税理士証票は旧税理士証票と交換となります。
旧税理士証票紛失の場合は、別途お手続きが必要となりますのでお申し出ください。
- 2. 東京都以外に事務所を移転する場合は、新しい税理士証票が出来上がりましたら転出先の税理士会から事務所宛にご案内が届きますので、転出先の税理士会にて新しい税理士証票と旧税理士証票との交換と入会手続を行っていただきます。

その他、不明な点等は事務局会員登録課(03-3356-4465)までお問い合わせください。

税理士事務所予定地に関する添付書類一覧

建物の所有者	形態	提出書類
申請者	—	①（建物の）登記事項証明書(コピー可) ②建物が住居用である場合、その建物の管理責任者等(※)からの税理士事務所設置同意書 (※)例えばマンションの管理組合 ③税理士事務所設置に関する誓約書（管理組合等から同意を得られない場合）
申請者を含む共有	—	①（建物の）登記事項証明書(コピー可) ②共有している者(※)及び建物の管理責任者等からの税理士事務所設置同意書 (※)共有者が申請者と配偶者もしくは親子の関係である場合は、同意不要 ③税理士事務所設置に関する誓約書（管理組合等から同意を得られない場合）
上記以外	使用貸借	①（建物の）登記事項証明書（建物所有者が申請者親族の場合）（コピー可） ②賃貸借契約書（賃貸物件を賃借人から申請者が使用貸借する場合） ③使用貸借契約書又は税理士事務所設置同意書(※) (※)複数の親族間で共有している場合、物件所有者のうち最低1名が同意すれば足りる。
	賃貸借	①賃貸借契約書(コピー) ②税理士事務所設置同意書（賃貸契約に使用目的が事務所とある場合は不要） ③税理士事務所設置に関する誓約書（所有者もしくは管理組合等から同意を得られない場合）
	転貸借	①所有者と賃借人との賃貸借契約書(コピー) ②賃借人と申請者との転貸借契約書(コピー) ③税理士事務所設置同意書（所有者と賃借人の両名からのもの） ④税理士事務所設置に関する誓約書（所有者もしくは管理組合等から同意を得られない場合）

※1 未登記の建物に事務所を設置する場合は、登記事項証明書に代えて固定資産税の課税証明書の提出が必要となる。

※2 建築中の物件に事務所を設置する場合は、建築確認申請書の写し（建物の完成予定日が記載されているもの）の提出が必要となる。なお、開業税理士には事務所を設置する義務があることから、登録完了日までに建物は完成していなければならない。

《ヒナ型12》

平成 年 月 日

社員税理士・所属税理士

※該当する方に○を付してください。

同意書

東京税理士会会長 殿

<input type="checkbox"/> 申請者の住所・氏名を記入してください。	
住 所	
氏 名	

上記の者を 社員税理士・所属税理士 とすることに同意します。

<input type="checkbox"/> 勤務先の税理士事務所・税理士法人について記入してください。	
税理士事務所又は税理士法人の名称	
税理士事務所又は税理士法人の所在地	
税理士氏名（税理士法人の場合は社員税理士）	⑩

※同意者の押印については、この書面のほかに在職証明書を発行している税理士・税理士法人の場合は、同証明書に添付した印鑑証明書と同じ印影にあわせて押印してください。

平成 年 月 日

税理士事務所設置同意書

東京税理士会会長殿

住 所
氏 名 ⑩

下記について、関係者から同意を得ていることを証します。

事務所予定地 _____

事務所の権利関係について以下のA～Cのうち該当するものに○を付けてください。

- A 家族(親族)の所有(共同所有含む)・・・建物全部事項証明書を添付
- B 所有者と申請者間の(賃貸借・使用貸借)
・・・これに係る賃貸契約書等を添付
- C 所有者と申請者以外の賃借人間の賃借物件の転貸借(賃貸借・使用貸借)
・・・所有者と賃借人間の原契約書及び
転貸借に係る賃貸契約書等を添付

○同意者 ※1

住所又は所在地

氏 名 ⑩

(申請者との関係※2)

○所有者

住所又は所在地

氏 名 ⑩

(申請者との関係※2)

※1 同意者は、建物の管理組合がある場合は管理組合を、転貸借の場合は原契約の賃借人を記載してください。また、所有者と同意者が同一の場合は、どちらか一方に記載してください。

※2 「申請者との関係」は「使用貸借」が該当した場合に記入してください。

平成 年 月 日

税理士事務所設置に関する誓約書

東京税理士会会長 殿

住 所

氏 名

印

※ 下記の1または2のいずれかで該当する方を選択し、○を付した上で必要事項を記入してください。

<p>1 建物所有者から同意を得ることができない場合</p> <p>今般、私は下記を税理士事務所の設置予定地として（新規税理士登録・変更登録）をいたしますが、当該建物（親族所有・共同所有・賃貸借契約）に関して所有者から税理士事務所の設置に関する同意を得ることができません。</p> <p>ついては、今後、所有者等との間において事務所設置に関し、問題が生じた場合には自己の責任において対処し、貴会に迷惑をかけないことを誓約します。</p>
<p>2 マンションなど住居専用建物に税理士事務所を設置するが住宅管理責任者（管理組合）等から同意を得られない場合</p> <p>今般、私は下記を税理士事務所の設置予定地として（新規税理士登録・変更登録）をいたしますが、当該建物（自己所有・親族所有・共同所有・賃貸借契約）は住宅専用建物（マンション等集合住宅）であるため、住宅管理責任者（管理組合）等から税理士事務所の設置に関する同意を得ることができません。</p> <p>ついては、今後、住宅管理責任者（管理組合）等との間において事務所設置に関し、問題が生じた場合には自己の責任において対処し、貴会に迷惑をかけないことを誓約いたします。</p>

記

事務所設置予定地	
申請者氏名	印

委任状

代理人自宅住所

代理人氏名

代理人連絡先電話番号

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

(委任する手続の内容をご記入ください)

年 月 日

税理士事務所所在地

税理士氏名(自署)

印

連絡先電話番号